

特定個人情報保護評価を実施しました

社会保障・税番号制度とは

社会保障・税番号制度とは、住民票を有する全ての方に1人1つの番号（マイナンバー）を付して、社会保障、税、災害対策の3分野で効率的に情報を管理し、複数の機関の存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤であり、具体的には所得や行政サービスの受給状況を把握し公平な給付を受けられることや行政手続きの添付書類の削減などの負担軽減、行政機関などでの業務の重複などの無駄の削減などが期待されます。

個人情報の保護について

マイナンバーを安心・安全にご利用いただくために、制度面とシステム面の両方から個人情報を保護するための措置を講じています。制度面の保護措置としては、法律に規定があるものを除いて、マイナンバーを含む個人情報を収集したり、保管したりすることを禁止しています。また、特定個人情報保護委員会という第三者機関が、マイナンバーが適切に管理されているか監視・監督を行います。さらに法律に違反した場合の罰則も従来より重くなっています。

システム面の保護措置としては、個人情報を一元管理するのではなく、従来通り、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。また、行政機関で情報をやりとりするときも、マイナンバーを直接使用しないようにしたり、システムにアクセスできる人を制限したり、通信する場合は暗号化を行います。

特定個人情報保護評価書の公表について

個人情報（マイナンバー）が含まれるファイルを特定個人情報ファイルといたします。

特定個人情報ファイルを所有する地方公共団体は特定個人情報の漏えいやその他の事態を軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを評価書で宣言します。対象となるのは1,000人以上の対象者のデータを含むファイルで、所有する対象人数、取り扱いを行う職員等の人数、過去1年以内に重大な個人情報に関する重大な事故を発生させていないかの判断により、基礎項目評価、重点項目評価、全項目評価を実施するか判断されます。

雲南広域連合の場合は、基礎項目評価の実施団体となります。